

独立行政法人
国立長寿医療研究センター
平成23年度業務実績の評価結果

平成24年8月22日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成23年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）は、国立長寿医療センターが移行して、平成22年4月1日に発足したものである。センターは、加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこうした業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

平成23年度のセンターの業務実績の評価は、平成22年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成22年度～26年度）の2年目の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる二次意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成23年度業務実績全般の評価

急速に進展する高齢社会を豊かで活力に満ちたものとするためには、高齢者に対する医療の充実とともに、老年医学及び老年学に関する日本人のエビデンスの収集や研究基盤及びネットワークの整備拡充が必要不可欠であり、老人保健及び福祉とも連携し、積極的な情報収集及び成果等の世界への情報発信、長寿医療の普及に向けた人材育成のための教育及び研修並びに得られた成果に基づく積極的な政策提言を行っていくことで健康長寿社会の実現にその役割を果たすことが求められている。

理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革が進められる中、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、年度計画に掲げる経常収支率を大きく上回る成果であった。中期目標の期間全体においても目標を達成できるよう努められた。

研究・開発について、認知症先進医療開発センター、もの忘れセンター、歯科口腔先進医療開発センターの連携推進及び分子基盤研究部設置による基礎的な研究基盤を強化したことは評価する。

また、認知症の疾患モデル等の医療・介護モデルの提唱、全国への展開が行われているとともに、虚弱高齢者推計モデルで、重要な成果が得られている。

さらに、弁理士を委員に加えた知的財産管理本部を設置し、知財の戦略的活用を検討する基盤を強化した。

医療の提供について、もの忘れセンターをフルオープンし、医師、看護師、心理士、MSW、薬剤師、栄養士などの多職種協働体制をシステム化し、画像、バイオマーカー、生活機能評価、認知機能評価、栄養評価、介護評価など多角的な評価を行う「ワンストップサービスモデル」を完成、年間 1,200 名以上の認知症患者を、我が国最大のデータベースとして蓄積していることは評価できる。

また、モデル的な終末期医療を進めるため、多職種による高齢者終末期への対策チーム（エンド・オブ・ライフ（EOL）ケアチーム）を設置し、高齢者の非癌を中心とした終末期医療のニーズ調査を実施し、終末期医療の希望調査を継続した。

さらに、マスメディアやインターネットサイトを通じ、センターに関する情報発信を積極的に行うとともに、長寿医療に関するシンポジウムやフォーラムを開催した。

こうしたことを踏まえると、平成23年度の業務実績については、全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別評価に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 研究・開発に関する事項

① 臨床を志向した研究・開発の推進

基礎研究の成果を臨床現場へ反映させるため、平成23年度においては、研究所の認知症先進医療開発センター及び歯科口腔先進医療開発センターと病院のもの忘れセンターの連携を推進し、認知症先進医療開発センターには新たに分子基盤研究部を設置することでアルツハイマー病を中心とした認知症の予防法、診断法並びに治療法の開発に向けた基礎的な研究基盤をさらに強化した。さらに、病院・研究所による共同研究数を平成21年度に比べ 47.1%増と年度計画目標を大きく上回ったことは評価する。トランスレーショナル研究の出口に向けた開発治験、医師主導治験などを支える研究基盤は、現時点では必ずしも十分ではなく、今後に期待したい。

② 病院における研究・開発の推進

医療情報の電子化と先駆的なネットワークの確立として、iPad を用いた、心理検査、生活機能検査の電子カルテへの自動入力を、本邦で最初の実現し、長寿モデルとなって広まっている。認知症の遠隔カンファレンスシステムの試験運用開始に向け準備したことは評価できる。

また、生活習慣病検査値の最適範囲設定については、センターが日本老年医学会の協力の下、生活習慣病に関連する各学会に班員推薦を依頼して研究を取りまとめ、認知機能や生活自立を指標とした、生活習慣病の検査値の現時点での最適な範囲の設定を模索することを目的とする研究が、内外のエビデンスの網羅的検索から開始

されたことは、今後期待したい。

③ 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

(加齢に伴う疾患の本態解明)

アルツハイマー病、血管性認知症等の予防法及び治療法の開発に必須となる認知症の発症メカニズムの解明に関する研究を行うため、アミノ酸代謝異常で生ずる神経毒のアミロイド代謝及びタウ代謝に与える影響の解析として、前年度までにアミノ酸代謝異常で生じる神経毒キノリン酸がアルツハイマー病の原因物質とされるアミロイドβ蛋白(Aβ)を増加させることを示したが、本年度はそのAβ増加が反応性アストロサイトに因ることを解明し、また、初代培養神経細胞を使用し、キノリン酸のタウ代謝に与える影響の解析を開始した。

(加齢に伴う疾患の実態把握)

我が国独自に開発された基本チェックリストを用いて、国際的な虚弱指標(CHS基準)による虚弱高齢者を推定する方法を検討した。

具体的には、基本チェックリストの総得点は、CHS基準の合計項目数と強い相関性を持つことを見出し、カットオフ値を9/10で設定することにより、感度79.2%、特異度94.0%の高い精度で、国際基準に基づいた虚弱高齢者の推定を可能にすることを明らかにしたことは高く評価する。

(高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進)

地域住民の観察研究をもとにした、疾患の運動習慣に関連する危険因子の解析として、無作為抽出された一般地域住民のコホート(NILS-LSA)における観察研究をもとに運動・体力・筋量と疾患との関連を検討したことは、今後に期待する。

また、ヒトの永久歯の歯髄組織からGMP準拠細胞加工施設にて、SOPにしたがって幹細胞を分取、増幅、凍結し、安全性及び品質を確認した。非臨床試験にてイヌに歯髄幹細胞を移植して歯髄再生の有効性及び安全性を確認し、倫理審査委員会の承認を得た。

(医薬品及び医療機器の開発の推進)

介護支援機器との接触による人体損傷メカニズムの解析では、人体の各部位に機器材料が接触した状態を明らかにし、人体損傷データベースを設計した。その時の検証から得られた結果を基に有効なプロテクタを提案した。

また、治験の実施件数は平成21年度に比べ8.8%増の37件と増加、臨床研究の実施件数は同89.9%増の131件と大幅な増加となり、ともに積極的に実施した。しかし、センターの開発治験を推進するための基盤整備は必ずしも十分ではなく、今

後に期待したい。

(医療の均てん化手法の開発の推進)

平成23年度は新規連携大学院との協定締結や新規連携講座の開設、社会人大学院生の受け入れ、連携先大学での特別講義や大学院セミナーを開催するなど大学院生の教育を行い、連携先大学院生の研究成果の学会発表、専門誌への投稿などへと結びつけた。

また、連携先の研究者との研究補助金の共同申請を行い、連携大学院との研究・教育連携を推進させた。

(情報発信手法の開発)

認知症連携マップの作成として、効果的な認知症地域支援体制構築の方法を明らかにするため、認知症の人の生活のしやすさや便利さに関する実態調査、認知症を支える地域資源の実態把握、認知症地域連携体制構築手法の分析、認知症地域連携体制構築の実施、地域連携体制構築の効果判定、効果的な地域連携体制構築のためのマニュアル作成・情報発信の研究を進めている。

(2) 医療の提供に関する事項

① 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

もの忘れセンター1,000例の包括解析は評価できる。

加齢性筋肉減少症と骨粗鬆症の合併頻度について、骨量と筋量は正の相関を有しており、加齢性筋肉減少症と判定された976名中のうち骨粗鬆症が440名(45.1%)、骨粗鬆症と判定された977名のうち加齢性筋肉減少症が440名(45.0%)とほぼ同じ割合で合併していることが判明した。

運動器疾患の転倒における「共通で重要なポイント」として「姿勢と転倒」という新たな概念を提唱し、歩行と転倒の動的観察に基づき足関節筋力と柔軟性、膝関節屈曲、脊椎後弯と転倒の関連を明らかにし、姿勢による転倒危険度を測定する「Dorsiflex meter」を開発したことは高く評価する。

転倒予防外来において、多数例で検証し、転倒予測に有用な知見を得、住民健診や入院入所高齢者のスクリーニングに利用されることが期待される。また、転倒のメカニズムの研究から、重点的に行うべきストレッチ、筋力向上の部位が示され、簡便な転倒予防体操や有効な履物が明らかになった。

産官学共同研究による、OCTによる光印象とCAD/CAMを統合する新たな歯科修復・補綴治療法の開発研究も継続し、機器の改善のため臨床情報のフィードバックを行った。

② 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

もの忘れセンターにおいて、認知症を主とした高齢者に特有な疾患の治療・介護等について、薬剤師、看護師、言語聴覚士、心理士等が医師、歯科医師とともに各々の専門分野を活かし、より質の高い医療の提供に取り組んでいることは評価する。また、そのために患者ごとの診断カンファレンス、治療計画に基づいたケアカンファレンス、合同回診等を定期的（1回/週）に実施している。さらに、認知症の家族、介護者を中心とした家族教室（年間20回）や音楽教室（1回/週）を医師、看護師、栄養士、心理士、音楽療法士等が担当した。

地域型認知症疾患医療センターの協力病院として、大府病院との連携を深めている。平成23年度において、センターから大府病院への紹介件数は36件、大府病院からの紹介件数は55件であり、センターからは認知症の重度の精神症状治療を依頼し、大府病院からは認知症を含む精神疾患の身体合併症治療の依頼が主である。

③ その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

認知症、在宅医療、終末期医療への取り組みが積極的に進められており、特に、地域における認知症診療機能を充実強化するためにIT技術を活用した基盤整備を行い、地域の医療機関が持つ医療資源を最大限に有効かつ効果的に認知症診療に活用すべく取り組みを進めたことから、医療者、介護者、家族等を交えたカンファレンスの開催件数は、平成23年度は177件で、平成21年度(129件)と比べ増加(37.2%)していることは評価する。

(3) 人材育成に関する事項

前年度に引き続き、老年医療に関する医学生向けセミナーとして「老年医学サマーセミナー」を開催したことは評価する。

高齢者看護を担う人材の育成、長寿医療を推進するリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修や講習を実施することとしており、介護老人保健施設等に勤務する看護師を対象として高齢者医療・在宅医療に対応する実践的な高度総合看護師の教育研修を平成23年度より開始した。

また、研修の一部を「公開講座」として地域の看護師等に解放し、人材の育成に努めた。

今後はリーダー育成のための大学、企業、海外、PMDAなどとの積極的な人事交流を更に伸展させるべきである。

(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

全国各地で認知症患者の地域支援の調整等に携わる医師を対象として認知症サポート医養成研修会を開催し、目標を超える472名の修了者を出した。地域においても知

多半島整形外科連携セミナー、知多地域精神医療懇話会、知多地域介護者看護研修会、知多医療・介護連携強化会議等を通じて連携を推進したことは評価する。

平成23年度においては、ホームページの抜本的な見直しに向けて、ワーキングチームを立ち上げ更なる充実に向けて検討を開始した。

また、新聞、雑誌、テレビ・ラジオといったマスメディア及びインターネットサイトを通じ、センターに関する情報発信を行ったことは評価する。

(5) 国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

長寿医療研究開発費を活用した社会医学研究を推進し、研究報告、論文発表、学会発表等を通じた専門的提言を行った。

具体的には、軽度認知機能障害（MCI）高齢者における認知機能低下抑制のためのRCT 介入試験のデータ解析を実施し、脳の活性化を取り入れた運動介入が認知機能低下を有意に抑制することを明らかにした。この研究成果は、提言として開始される介護予防事業に活かされるよう今後に期待する。

長寿医療に関する国際シンポジウム「国立長寿医療研究センター国際シンポジウム」及び超高齢社会を迎える日本におけるこの国のあり方を考え産業振興を実現するための「エイジング・フォーラム 2011」を開催したことは評価する。

(6) 効率的な業務運営に関する事項

① 効率的な業務運営体制

認知症先進医療開発センターにおいては、平成23年4月に新たに分子基盤研究部を設置することでアルツハイマー病を中心とした認知症の予防法、診断法並びに治療法の開発に向けた基礎的な研究基盤をさらに強化したことは評価する。

また、病院経営において重要である医事機能を強化するため、医事室を医事課に格上げするとともに、財務管理体制強化のため併任であった、財務経理部長を専任で採用するなど、更なる機能強化を図った。

② 効率化による収支改善、電子化の推進

センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、費用の節減や収入の確保等の経営管理により、平成23年度の損益計算において経常収支率103.6%（経常利益3億円）とプラスになり、年度計画に比して各々+5.8ポイント、+453百万円改善し目標を達成しており高く評価する。また、一般管理費の節減について、30%減と年度計画を大幅に上回ったことを評価する。

職員を対象として、診療報酬請求漏れ改善セミナーを開催し、請求漏れの背景や請求漏れが起りやすい項目等について、講義を行い、職員の請求漏れ防止への意識の涵養を図った。さらに、2012年度の診療報酬の改定の詳細と、施設基準の取得・

算定方法等における要点等についての研修会を開催し、職員の収益向上のための意識付けを行った。

(7) 法令遵守等内部統制の適切な構築

法令等の遵守を期するため、センター業務及び予算に対する内部統制部門として監査室を設置し、独自に行う内部監査に加え、会計監査人及び監事とも連携し、効率的・効果的にセンター業務等に関する内部統制を行っており、外部監査を含む監査を31回行ったことは評価する。

また、公的研究費の適切な使用に努めるため、公的研究費使用ハンドブックを作成・公表し、研究を行う研究者及び研究費事務を取り扱う事務職員等に対し周知徹底した。

(8) 予算、収支計画及び資金計画等

民間企業等より外部資金を受託しやすい体制を整え、研究収益は平成21年度に比べて37.6%増加したことは評価する。

財政融資資金等外部からの新たな借入を行わず、必要な整備は自己資金により対応したため、固定負債（長期借入金）を確実に償還し残高を減少させた。

(9) その他業務運営に関する事項

新病院構想委員会を平成23年9月から2回開催し、各部門から幅広い意見が寄せられ、建造物の建て直しにとどまらず、それを活用して診療システムを立て直す機会と捉え、より具体的なワーキングに移行する準備が整った。

また、NCGG 病院活性化チームは、熱意のある中堅・若手職員の積極的な参加を得て、多職種による15名のメンバーと8名のアドバイザリーボードで構成され、職員の意見や提案をとりあげ、センターの運営や経営に反映させるよう取り組む活動を行っており、平成23年度に、顔写真入りの職員録（各職員より一言コメントを記載）を作成し、平成23年10月に電子カルテ上に掲載することで、職員間の連携を取りやすくするように配慮するなどの活動を行ったことは評価する。

(10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点への対応

① 財務状況について

病院の機能を踏まえた職員の適正配置、診療報酬の上位基準の取得等を図るとともに、材料費や一般管理経費等に係るコスト節減に努め、収支改善を推進し、当期総利益は2.9億円を計上した。

中期目標期間中において収支相償の経営を実現できるよう今後も引き続き経営改善に取り組むよう努めるべきである。

② 保有資産の活用状況とその点検

「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点」で示された視点に基づき点検した結果、保有資産で「不要」と認められるケースはなく、病院事業、研究事業に有効活用している。

(実物資産)

平成24年4月3日「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（行政改革実行本部決定）で示された対象となる職員宿舎（24年4月1日時点）の宿舎は2棟であり、平成24年中に策定予定の見直し実施計画に基づき着実に実施されるよう当委員会としても、その措置状況を注視していく。

(金融資産)

「いわゆるたまり金の精査」における、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況については、財務担当員によるヒアリングにより、該当がない旨確認をしており、当委員会として今後も注視していく。

③ 給与水準の状況と総人件費改革の進捗状況

センターの給与水準について、平成23年度のラスパイレス指数は、研究職106.4、医師115.9、看護師99.5、事務・技術職101.4となっており、その原因としては、医長・室長以上に年俸制を導入して勤務成績を反映させたこと、医師手当について地域手当級別支給割合が5級地に該当することから国の医師手当額に比べて高いこと、諸種手当を創設したことが主に影響している。

給与水準は、適正化に向けた不断の努力が求められるものであるが、医師については、自治体病院や民間医療機関とはなお開きがあり、医師確保が問題となっている昨今において、他の医療機関と遜色のない給与水準に近づけることは必要な措置であると考ええる。

なお、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、診療環境や研究環境、勤務体制等のもとより魅力ある病院づくりも重要である。

また、総人件費改革の主な取り組みとして、技能職の退職不補充、調整額の廃止、給与カーブの変更などを行い、平成21年度からの削減額は95百万円であった。他方、増額は2.7億円であった。結果として平成21年度と比して1.7億円増となり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、認知症を始めとする加齢に伴う疾患に関する高度先駆的医療の研究開発・普及・医療提供や、治験・臨床研究を推進する体制強化、医療安全や診療報酬基準への対応によるものであるが、センターの役割を着実に果たしていくためには必要な措置と認められる。

今後とも適正な人件費管理を行い人件費改革に強力に取り組む必要があるが、国内外の関係機関と連携し、研究・開発及び人材育成に関し国際水準の成果を生み出していくためには、研究・医療現場に対する総人件費改革の一律の適用は困難であ

る。

福利厚生費については、国時代に取り組んできたレクリエーション経費の自粛をはじめ、弔電、供花や永年勤続表彰についても厚生労働省に準じた基準とするなど事業運営上不可欠なものに限定し、適切に取り組んでいる。

④ 事業費の冗費の点検について

外部委託検査の契約単価引き下げや診療材料の契約単価見直しによる変更契約などにより経費削減を行っている。旅費については年度末における不要不急な出張が行われないよう精査している。こうした継続的な取組みを期待する。

⑤ 契約について

契約の点検及び見直しについては、監事及び外部職員で構成する契約審査委員会を設置し、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった契約、落札率が100%となった契約について、契約の適正性・妥当性・競争性確保の観点から監視を行っており、引き続き、より一層透明性と競争性が確保された契約の実施に期待する。

(公益法人等への会費等への支出について)

平成23年度においては、3件の該当があり、次年度以降においては、平成24年3月23日「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(行政改革実行本部決定)の方針に従い、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出を行うことがないよう当委員会としても、その措置状況を注視していく。

⑥ 内部統制について

センター設立時に業務運営体制としての重要事項を審議する理事会を設けるとともに役員会、幹部会議等において、理事長が理念や方針を役職員に示しており、全職員に周知されている。また、職員とのヒアリングや意見交換の実施などにより職員からの意見を積極的に取り入れる環境を整備し、前述の会議等においてもセンターとして取り組むべき事項は取り入れるなどセンターの活性化を図っている。逆に、ミッション達成を阻害すると思われる要因や問題点、今後の課題等についても把握するとともに、それらについては十分な分析・検討により、その対応について役職員に対する的確に指示をするなど、適切な統制環境の確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、監事による監査のほか、監査室による内部監査やコンプライアンス室、理事長特任補佐による理事長補佐体制と合わせ、内部統制の充実に取り組んだことは、ミッションや中期計画を達成する上でその妥当性やリスクを把握・分析する重要な適切な取り組みであったと言える。

加えて、監事は、業務評価制度の実施状況報告を受け、必要に応じて調査を行うことにより、職員が全体目標・部門目標を共有し自ら設定した目標の達成に努めているか、職員間のコミュニケーションが十分図られているかについても確認を行っている。

さらに、センターの実績は年度計画を達成しており、これは年度計画や業績測定のための尺度が妥当であったことによるものと認める。今後においても、役職員に対する内部統制の周知徹底を図るとともに、監査法人監査及び内部監査の実効を高めることを期待する。

⑦ 事務事業の見直しについて

独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針で講ずべき措置とされた、研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業等の業務運営の効率化については、平成22年度から継続して実施している。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成24年7月17日から31日までの間、センターの業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を参考にしながら評価を行った。